

鹿児島国際大学内部質保証に関する規程

令和8年3月2日制定

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学（以下「本学」という。）が掲げる理念・目的を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価を行い、その結果を改善・向上につなげることを通じて、本学の教育研究等の質を保証することを目的とする。

(最高責任者)

第2条 本学の内部質保証に関する最高責任者は、学長とする。学長は、内部質保証に関して最終的な責任を持つ。

(内部質保証委員会)

第3条 全学内部質保証推進組織として、内部質保証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 事務局次長
- (5) 総合企画部長
- (6) その他学長が必要と認める者

3 委員会は、学長が委員長となり、これを招集し、その議長となる。

4 学長不在のときは、学長が指名する副学長が職務を代行する。

5 委員会は、次の事項に係る検討及び取りまとめ等を行う。

- (1) 内部質保証に係る規程及び方針に関すること。
- (2) 中期ビジョン及び各年度の事業計画に関すること。
- (3) 自己点検・評価に関すること。
- (4) ガバナンス・コード（大学に関係する部分）に関すること。
- (5) 認証評価への対応に関すること。
- (6) その他内部質保証に関すること。

6 委員会は、前項各号の検討等の結果について、大学評議会に報告するものとする。

7 学科・学部、研究科その他の組織（以下「部局」という。）及び委員会は、自己点検・評価の客観性を高めるため、必要に応じて学外者ないし在学生に意見を聴取するものとする。

(部局の自己点検・評価)

第4条 部局は、次の事項について点検・評価を行い、その結果を改善・向上につなげるものとする。

- (1) 各年度の事業計画
- (2) 前号以外の認証評価の大学基準に係る項目

2 前項各号の点検・評価以外に、担当部局は、ガバナンス・コード（大学に関係する部分）及び全学の教職課程に係る点検・評価を行うものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画・国際課が処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関し、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島国際大学自己点検・評価規程（平成16年5月26日制定）は、これを廃止する。